

豊田市官民連携介護予防事業「ずっと元気！プロジェクト」利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、豊田市官民連携介護予防事業「ずっと元気！プロジェクト」に基づき、中部電力株式会社（以下「当社」といいます。）が、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中電PG」といいます。）、カゴメ株式会社（以下「カゴメ」といいます。）、株式会社プラネット豊田（以下「PIPO」といいます。）、株式会社JTBコミュニケーションデザイン（以下「JCD」といいます。）、株式会社MTG（以下「MTG」といいます。また、中電PG以下当該5社をあわせて「連携企業」といい、当社を含めた6社を「本プログラム提供事業者」といいます。）と共同で社会参加促進プログラム（以下、「本プログラム」といいます。）をご提供する際の条件を定めたもので、本プログラムを利用されるみなさまに適用されるものとします。本規約をご理解の上、本サービス利用をお申し込みください。

第1条（規約の適用）

本規約は、本プログラムの提供条件及び本プログラムの利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者と当社との間の本プログラムの利用に関わる一切の關係に適用されます

2 本規約の内容と、その他の本規約外における本プログラムの説明等とが異なる場合は本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において、以下の用語は、以下の意味で使用するものとします。

- (1)「プログラム利用契約」とは、本規約を契約条件として当社と利用者間で締結される本プログラムの利用契約を意味します。
- (2)「申込者」とは、本プログラムの利用を希望し、本プログラム利用契約を締結しようとする者を意味します。
- (3)「登録者」とは、第3条（登録）に基づいて本プログラムの利用者としての登録がなされた個人を意味します。
- (4)「登録情報」とは、申込者がプログラム利用契約を締結するにあたり、当社の求めに応じて、当社に対して提供する登録ユーザーを識別するための氏名、生年月日、住民票記載の住所、電話番号、メールアドレス、直近半年間の社会参加状況、既存サービスへの直近半年間の参加状況、要介護リスクアンケート等の情報を意味します。

第3条（登録）

1. 申込者は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める登録情報を以下のお申し込みフォーム URL もしくは別途当社の定める方法で当社に提供することにより、当

社に対し、本プログラムの利用の登録を申請することができます。

(URL: https://www.chuden.jp/a/sys/eng_0001200xr/1139341/index.html?s=13615)

2. 当社は、前項に基づいて登録申請を行った申込者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を当該申込者に通知します。申込者の登録者としての登録は、当社が本項の通知を行ったことをもって完了し、当該完了をもって当社と登録者との間でプログラム利用契約が成立するものとします。
3. 本利用契約の成立によって、登録者は本プログラムを本規約に従い利用できるようになります。
4. 当社は、申込者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、前3項に関わらず登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1)当社に提供した登録情報の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (2)反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断した場合
 - (3)申込者が65歳未満の場合（ただし、個別のプログラムにおいて65歳未満の参加を認めているものについてはこの限りではありません。）
 - (4)本規約等に違反したことがある者からの登録申請である場合
 - (5)登録申請にあたり、本人以外の氏名、生年月日、住所等の登録情報を用いた場合
 - (6)犯罪行為もしくはそれに類する行為に本プログラムを利用される、またはそのおそれがあると、当社が判断した場合
 - (7)その他、登録を適当でないと当社が判断した場合
5. 当社は、登録情報が不正確または虚偽であったために申込者又は登録者が被った一切の不利益および損害に関し、一切の責任を負わないものとします。

第4条（登録情報の変更）

登録者は、登録情報に変更があった場合、本プログラム運営事務局（電話番号：080-2629-9683）、もしくは本プログラムの下記お問い合わせフォーム URL に、当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

(URL: https://www.chuden.jp/a/sys/eng_0001200xr/1117352/index.html?s=13615)

第5条（本プログラムの内容）

登録者は、本プログラム提供事業者が提供する別添「提供プログラム一覧表」のプログラムを利用することができるものとします。

- 2 本プログラムの実施時期の詳細は当社が管理する下記運営ホームページ、および、本プログラム提供事業者が別途定める方法にて周知するものとします。

(URL : <https://zutto-tunagaru-pj.chuden.co.jp/>)

第6条（禁止事項）

登録者は、本プログラムの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (2) 当社、本プログラムの他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 当社、本プログラムの他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (5) 本プログラムの運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 第三者になりすます行為
- (7) 当社が事前に許諾しない本プログラム上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (8) 本プログラムの他の利用者の情報の収集
- (9) 当社、本プログラムの他の利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (10) 反社会的勢力等への利益供与
- (11) 前各号の行為を試みる行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

第7条（本プログラムの停止等）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録者に事前に通知することなく、本プログラムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- (1) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本プログラムの運営ができなくなった場合
- (2) 感染症の蔓延等により自治体等から本プログラムの実施中断の要請を受けた場合
- (3) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合

2 当社が前項に基づき、本プログラムの全部または一部の提供を停止または中断した場合に生じた登録者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条（本プログラムの内容の変更、終了）

- 1 当社は、当社の都合により、本プログラムの内容を変更し、または提供を終了することができます。
- 2 当社が本プログラムの提供を終了する場合、当社は登録者に事前に通知するものと

ます。ただし、緊急やむを得ない場合についてはその限りではありません。

- 3 当社は、第1項に基づき本プログラムの内容を変更し、または提供を終了する場合に生じた登録者の損害について、一切の責任を負わないものとします。

第9条（利用者情報の取り扱い）

当社による登録者の利用者情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシー（[URL:https://zutto-tunagaru-pi.chuden.co.jp/pdf/policy.pdf](https://zutto-tunagaru-pi.chuden.co.jp/pdf/policy.pdf)）の定めによるものとし、登録者は当該プライバシーポリシーに従い、当社が登録者の利用者情報を取扱うことについて同意するものとします。

第10条（本規約等の変更）

当社は、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を適切な方法により周知し、または登録者に通知します。但し、法令上登録者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で登録者の同意を得るものとします。

第11条（連絡／通知）

- 1 本プログラムに関する問い合わせその他登録者から当社に対する連絡または通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から登録者に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。
- 2 当社が登録情報に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、登録者は当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第12条（著作権）

- 1 本プログラムにおける一切の情報、画像、表現等（以下「コンテンツ」という。）の著作権その他一切の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、各々のプログラム提供事業者に帰属するものとします。
- 2 登録者は、本プログラム内容を本プログラムの参加に必要な限りにおいて利用することができ、著作権等の権利者の承諾を得ず、著作権法で定める個人ユーザー個人の私的使用の範囲を超えて使用または公開等の利用をすることはできないものとします。
- 3 登録者がコンテンツに関する著作権等を侵害したことにより生じた損害について、当社は登録者に損害賠償を請求できるものとします。

第13条（委託）

当社は、本プログラムに基づく当社の業務の一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。また、当社は、必要な範囲において、登録者が当社に届け出た登録情報、

プログラム関連情報等を当該委託先に開示することができるものとします。

第14条（免責）

- 1 当社は、本プログラムが、登録者等の特定の目的に適合すること、登録者等が期待する機能・価値を有すること、登録者等による本サービスの利用が法令に適合することについて、何ら保証するものではありません。
- 2 本プログラムの利用に関連して発生した次の各号の損害について、当社は賠償する責任を負わないものとします。
 - (1) 第6条（禁止事項）に該当する行為に起因した損害
 - (2) 地震、台風、豪雪、豪雨等の天災地変が生じ、不可抗力によって当社が本プログラムを実施できなくなったことによる損害
 - (3) 本プログラムに関して登録者同士又は登録者と第三者間で生じた紛争から発生した損害
 - (4) 本規約等に定めた内容に従わなかったことよって発生した損害
 - (5) 当社が本プログラムを変更、停止又は中止したことに起因する損害
 - (6) 当社の責めに帰すべき事由以外の原因によって、本プログラムを実施できなかった場合の損害
 - (7) 本プログラムを実施するにあたり、登録者等による第三者への権利の侵害があったときに第三者から損害賠償請求を受けたことによる損害
 - (8) 前各号の他、当社の責めに帰さない事由により生じた場合の損害
- 3 本プログラムの利用に関連して登録者と第三者との間に紛争が生じた場合、登録者は自己の費用及び負担によりその紛争を解決し、当社に一切の損害を与えないものとします。

第15条（損害賠償）

登録者は、登録者が故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対してその損害を賠償するものとします。また、この対応に関連して当社に費用が発生した場合または賠償金などの支払いをおこなった場合、登録者は当該費用及び賠償金など（当社が支払った弁護士費用を含みます。）を負担するものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 1 登録者は、登録者が次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）

- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- 2 登録者は、登録者が、本プログラムの利用に関して、自ら又は第三者を利用して次のいずれにも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 - 3 登録者が第1項、第2項の保証に違反した場合、又は、本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、当社は、何等の通知催告を要することなく、本プログラム利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - 4 前項の規定に基づき、当社が本プログラム利用契約の全部又は一部を解除した場合、登録者は、当社に対し、解除により生じた損害について賠償を請求することができないものとします。

第17条（譲渡禁止）

登録者は、本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第18条（分離可能性）

本規約の条項の一部が、違法又は法的強制力がないと判断された場合であっても、本規約のその他の条項の有効性又は法的強制力には何等の影響も与えず、継続して完全な効力を有するものとします。

第19条（準拠法）

本規約およびプログラム利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

第20条（管轄裁判所）

本規約およびプログラム利用契約に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとします。

第21条（協議）

本規約に定めのない事項その他本規約の条項に関し、契約者と当社との間で疑義を生じたときは、両者間で誠意をもって協議するものとします。

この規約は2021年7月7日から実施します。

別添

提供プログラム一覧表

以 上

別添

提供プログラム一覧表

	プログラム名	プログラム内容	利用料金	サービス提供事業者
1	着物倶楽部	和服を着てお出かけしたり、日本文化を学んだりするプログラム。	登録者は、別途連携企業が定める料金を支払うものとします。	P I P O
2	アナログ愛好家	昔懐かしいレコード音楽や映像を視聴したり、カメラ写真を眺めながら楽しむプログラム。		
3	ピクニッククラブ	豊田市内の新名所や昔からの公園に本とお弁当を持参の上、青空の下でピクニックをするとともに、各自が持ち寄ったお気に入りの本を紹介しあうプログラム。		
4	まちなか探検隊	・主に市街地を散策し、若者に人気のお店や食べものを体験しながらインスタグラムにアップロードするプログラム。		
5	ボードゲーム倶楽部	・若者にも人気のボードゲームやカードゲームを楽しむプログラム。		
6	かんたん健康チェック	複数の種目（野菜摂取量の測定、体重等の測定、指輪っかテスト、Timed up & go テスト、イス座り立ちテスト、血圧測定、握力測定）で体力測定を実施するプログラム。	無料	当社、中電PG、カゴメ
7	ちゅうでん気楽にウォーキング In 豊田	豊田市内にて当社が設定するウォーキングコースの複数のチェックポイントを歩き、各地で専用のカードを集めるウォーキングプログラム。	無料	当社、中電PG
8	体操教室／発声練習	以下①②を組み合わせて実施するプログラム。 ① インストラクターに学ぶ正しいラジオ体操と健康法 ・ラジオ体操の基礎知識と体操のコツの伝授（7分～20分）、および音楽に合わせたラジオ体操講師による健康法レクチャー（計10分） ② 声優から直接学ぶ発声練習での健康法 ・アニメやナレーション、舞台・イベントMCなど幅広い分野で活躍中の声優が講師を務め、滑舌強化エクササイズ（10分）と有名文学作品の朗読エクササイズ（20分）を実施	登録者は、別途連携企業が定める料金を支払うものとします。	J C D
9	自宅でもできる トレーニングプログラム	左右の足を乗せると足裏から通電し、ふくらはぎを中心に下肢を強化できる SIXPAD Foot Fit を活用したトレーニングプログラム	登録者は、別途連携企業が定める料金を支払うものとします。	MTG

※各プログラムの開催時期は、サービス提供事業者の定めるところによります。